

別表（第2条関係）

	補助対象者	補助金の額
	補助対象設備の要件	
1 住宅用太陽光発電システム	<p>次の各号のいずれにも該当するもの。</p> <p>(1) 設置時に再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく固定価格買取制度の認定を取得し、低圧配線と逆潮流有りで連携し、かつ、太陽電池の公称最大出力(対象システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力（日本工業規格に規定されている太陽電池モジュールの公称最大出力。なお、日本工業規格を基準としているが、IEC等の国際規格も可とする。）又はパワーコンディショナの定格出力の合計値(キロワット表示とし、小数点以下2桁未満は切り捨てる。)とする。以下同じ。)が10kW未満の太陽光発電システムであるもの。</p> <p>(2) 電力会社と電灯契約を結び、かつ、余剰電力の受給契約が結ばれていること。</p> <p>(3) 未使用品であること(中古品は対象外とする)。</p>	<p>太陽電池の公称最大出力(キロワット表示とし、小数点以下2桁未満は切り捨てる。)に0.7万円を乗じて得た額(千円未満の端数は切り捨てる。)とする。ただし、2.8万円を上限とする。</p>
2 太陽熱設備	<p>町内に住所を有する個人(単身赴任等で一時的に町外に住所を有する個人で、生計を一にする親族が町内に住所を有する場合及び申請時に町外に住所を有する者で、実績報告時に町内に住所を有する場合を含む。)又は町内に事務所又は事業所を有する事業者(実績報告時に町内に事務所又は事業所を有する場合を含む)であって、次の各号のいずれかに該当する者。ただし、町税滞納者を除く。</p> <p>(1) 町内に自らが所有し、居住する家屋(当該家屋に附帯する建物及びその敷地を含み、別荘等一時的に使用する家屋を除く。以下同じ。)又は町内に自らが居住するために新築し、若しくは改築する家屋に補助対象設備の要件を満たす太陽熱設備を設置する者</p> <p>(2) 町内に自らが居住するために建売住宅供給者等から補助対象要件を満たす太陽熱設備が備え付けられた家屋(以下「太陽熱設備付き家屋」という。)を購入する者</p> <p>(3) 事業の用に供する家屋に太陽熱設備を設置する者</p> <p>次の各号のいずれにも該当するもの。</p> <p>(1) 太陽熱を給湯又は冷暖房等に利用する設備であるもの(ソーラーシステムに限る)。</p> <p>(2) 集熱器と貯湯部分が分離した設備であること。</p> <p>(3) 未使用品であること(中古品は対象外とする)。</p>	<p>設置費用の1/3以内(千円未満の端数は切り捨てる。)とする。ただし、20万円を上限とする</p>
3 蓄	<p>次の各号のいずれかに該当する者。ただし、町税滞納者を除く。</p> <p>(1) 上記1住宅用太陽光発電システムの要件を満たした設備が設置し</p>	<p>設置経費(千円未満の端数は切り捨てる。)とする。た</p>

電	てある者(同時設置する場合も含む。)	だし、 <u>5</u> 万円を上限とする。
池	(2) 蓄電池設備が設置された上記1住宅用太陽光発電システムの要件	
設	を満たしたシステム付き家屋を購入する者	
備	次の各号のいずれにも該当するもの。	
	(1) 蓄電容量が1.0kWh以上のリチウムイオン蓄電池部及び電力変換	
	装置を備えており、太陽光発電により発電した電力又は夜間電力を	
	繰り返し蓄え、停電時や電力需要ピーク時等に、必要に応じて電気を	
	活用することができること。	
	(2) 未使用品であること(中古品は対象外とする)。	